

2006年7月23日制定

2017年2月7日改定

2019年4月1日改定

デジタル経営研究会会則

第1条 (名称)

本会は「デジタル経営研究会」と称する。

第2条 (目的)

本会は「デジタル経営」の研究を行う。ここで「デジタル経営」とは、「デジタルの力をうまく活用して、企業が生き残り、生まれ変わり、あるいは起業し、周囲とつながり、成長することを目指す経営」をいう。

第3条 (活動)

1. 本会は第2条に掲げる目的を達成するために、年間10回以上定期的に例会を開催し、合わせて必要な活動を行う。
2. 会員は特定のテーマを研究するために分科会を設けることが出来る。
3. 本会は会員間のコミュニケーションのために、メーリングリストを設置する。
4. 本会は営利を目的とした活動はせず、集めた会費は会の運営に関する費用に充当するものとする。

第4条 (会員)

本会の会員は正会員、賛助会員、メーリングリスト会員により構成される。

第5条 (正会員)

1. 本会の正会員は一般社団法人東京都中小企業診断士協会に加入している中小企業診断士であって、第2条に掲げる目的に関心を持ち積極的に情報発信・研究作業を行う意思を持つものとする。
2. 正会員に付与する研究会における権利と義務は、細則による。
3. 正会員は第10条の規定に基づき会費を納入する。

第6条 (賛助会員)

1. 研究会活動の門戸を広く開放し、他の士業や専門性のある民間コンサルタント等を受け入れるために賛助会員制度を設ける。次のすべての条件を満たした場合、賛助会員となることができる。
 - ① 正会員の資格を持たない
 - ② 研究会活動に熱心に参加し、例会に『3回以上』参加

③ 『二人以上』の正会員による推薦

2. 賛助会員は正会員には準ずる会員資格とし、研究会活動に参加することが出来る。
3. 賛助会員の研究会における権利と義務は、細則による。
4. 賛助会員は第10条の規定に基づき会費を納入する。

第7条（メーリングリスト会員）

1. 正会員または賛助会員であって転勤などの事情により研究会活動を継続できなくなった場合に、本人が希望すればメーリングリスト会員となることが出来る。
2. メーリングリスト会員の権利と義務は、細則による。
3. メーリングリスト会員は、例会に参加することができる。メーリングリスト会員は第10条の規定に基づき会費を納入する。

第8条（非会員の参加）

会員以外の者は、正会員または賛助会員1名による推薦と会長の承認をもって例会に参加することができる。非会員は第10条の規定に基づき会費を納入する。

第9条（組織運営）

本会を運営するために例会において正会員、賛助会員より幹事を選出し、事務局を構成する。

第10条（会員会費・会計年度）

1. 本会の会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。
2. 正会員、賛助会員の会費は年会費とし、会費額・納入時期は以下による。
納入時期 年1回徴収（4月）
会費額 会員資格に応じて細則に定める。
年度途中入会の正会員および賛助会員の会費は入会月からの月割りで徴収する。
3. メーリングリスト会員、非会員の会費は研究会出席の都度支払うものとし、出席一回あたりの金額を細則に定める。

第11条（入会と退会）

1. 本会幹事の承認を得て入会する。
2. 会員は本人の申し出により何時でも退会することができる。ただし、すでに納入済みの会費は返却しない。なお、転勤等のやむをえない事情による退会と認められたときは、月割りで会費を返還する。
3. 第10条に定める会費を納入せず、研究活動継続の申し出の無いものについては、事務局の判断により退会したものとみなして退会手続きを行う。
4. 会員が「営業活動」「誹謗中傷」等、研究会の目的にそぐわない行為を行い、研究会が

不当に不利益を被るおそれを生じた場合には、正会員の多数決をもって、当該会員を除名することが出来る。

第12条（研究成果と著作権）

1. 研究会の共同研究の成果として作成された資料（以下研究会資料という）の著作権は研究会に属し研究会正会員の共有財産とする。研究会資料には次の著作権表示をする。

Copyright 2019 デジタル経営研究会

2. 会員のオリジナルな発表資料（以下会員資料という）の著作権は発表会員に属する。発表会員は著作権を明確にするため会員資料に必ず著作権表示をする。会員資料の著作権問題は発表会員の責任で処理する。著作権表示の一例を下記に示す。

Copyright 2019 権利者名（氏名又は社名）

3. 引用した発表資料（以下引用資料という）の場合には引用元を表示する。引用資料の著作権問題については資料を引用した会員の責任で処理する。
4. 研究会資料の著作権は研究会事務局が管理する。外部発表希望や外部からの利用要請があった場合には研究会事務局がその処置を行う。研究会事務局は必要と判断した場合には会員の審議にかけること。
5. 会員資料を発表した会員自身が研究会の外部で使用することは自由である。他の会員の会員資料を外部に転用したいときは事前に著作権者の了解を得ること。
6. 研究会出席者が、研究会での講演を録音すること、写真・ビデオ等を撮影すること、配布資料を複写することは原則として禁止する。ただし、正会員・賛助会員および報道機関が講演者に事前承認を得た場合に限り、それらを行うことができる。

第13条（報告）

例会開催後に東京協会に対して活動報告を行う。毎年原則として4月に幹事は会員に対して会計報告を行う。

第14条（会則の改定）

本会則の改定は、幹事より提案し、例会で出席者多数の賛成により承認を得ることにより行う。ただし、幹事より会員メーリングリストで提案し、7日間の意見募集を行い、反対意見がなかった場合は、例会での承認を要しない。

第15条（付則）

本会則は2019年4月1日より施行するものとする。

以上

デジタル経営研究会会則 - 細則 -

■ 細則 1 会員の権利と義務、および会費

1. 会則第5条、第6条、第7条、および第8条の規定により会員の権利と義務を次のように定める。

項目	正会員	賛助会員	ML会員	非会員
1. 議決権	○	×	×	×
2. 幹事への就任	○	○	○	○
3. 例会の聴講	○	○	△ (注1)	△ (注1)
4. 例会での発表	○	○	△ (注2)	△ (注2)
5. 分科会への参加	○	○	△ (注3)	△ (注3)
6. 研究成果物の共有	○	×	×	×
7. 研究活動への補助 (注3)	○	○	△ (注2)	△ (注2)
8. 会員名簿への登録	○	○	○	○
9. メーリングリストへの登録	○	○	○	×

(注1) 会場の制約等幹事判断により聴講を断る場合がある。

(注2) 研究会よりの要請による。

(注3) 参加の条件は細則3に定める。

(注4) 発表者に対する研究調査費用の補助として 5,000 円/回、資料のコピーをした場合はその実費を研究会会費より支出する。

2. 会則第10条の規定により会費を次のように定める。

項目	正会員	賛助会員	ML会員	非会員
☆会費	12,000 円/年	14,400 円/年	2,000 円/回	2,000 円/回

非会員の一回目の参加は見学扱い（会費なし）とする。年会費を支払う際に遡って入会して当該年度の支払い済み会費を年会費に充当することができる。

■ 細則 2 幹事

1. 会則第9条の規定により、事務局を構成する幹事を次のように定める。幹事の役割分担は幹事の互選で決める。

会長	} 「役員」とし、東京協会会員が務める
副会長	
会計担当	
会員担当	
企画担当	
会場担当	
ホームページ担当	

2. 幹事の人数は会長を除き担当ごとに複数名を任命することが出来る。
3. 幹事の任期は2年とする。ただし再任を妨げない。
4. 複数名いる担当は、原則として半数改選とする。

■ 細則 3 分科会

1. 会則第3条の規定に基づき、下記により分科会の運用規定を定める。
2. 特別の研究テーマについて深く研究したい正会員は、研究会会長の承認を得て分科会を設けることが出来る。当該正会員は分科会リーダーを務める。
3. 正会員、賛助会員、ML会員および例会での発表歴のある非会員は分科会リーダーの承認を得て分科会へ参加することが出来る。例会での発表歴のない非会員は分科会リーダーおよび研究会会長の承認を得て分科会へ参加することができる。
4. 分科会は研究会開催日の午前中に開催することを原則とし、分科会の会場費は研究会会費より支出する。正会員、賛助会員の分科会参加は無償とする。
5. 分科会が研究会の目的にそぐわない行為を行い、研究会が不当に不利益を被るおそれを生じた場合には、正会員の多数決をもって、分科会を活動停止または解散させることが出来る。
6. 次の分科会が開設されている。

経営改善分科会

以上